

## 1. 助成対象者

以下の(1)～(4)の要件を全て満たす方

- (1) 介護職員実務者研修課程を修了した方
- (2) 介護職員実務者研修課程の修了日から3か月以内に練馬区内の介護サービス事業所(※1)に介護職員として就労している方※2
- (3) 助成金の申請時において、練馬区内の介護サービス事業所に介護職員として就労しており、その就労が介護職員実務者研修課程の修了後6か月以上継続し、かつ、従事した日数が90日以上ある方
- (4) 介護職員実務者研修の受講料について、他に助成を受けていない方

※1 「練馬区介護職員実務者研修受講料助成要綱」に定める第2条第1項で列挙する事業所に限ります。

※2 研修修了日時点ですでに※1の事業所に介護職員として就労している場合、(2)の要件は満たしているものとします。

## 2. 助成対象経費

介護職員実務者研修の受講料のうち、助成対象者が養成機関へ支払った金額。

## 3. 助成金額

助成対象者が負担した受講料の9割に相当する額(1,000円未満端数切捨て)と100,000円のうち、いずれか低い方の額。

## 4. 申請書提出期間

随時受け付けます。※予算の上限に達し次第、受付を終了いたします。

窓口受付時間：月～金曜 午前8時30分～午後5時(祝休日、12月29日～翌年1月3日を除く)

※助成金の申請期限は、要件を全て満たした日の翌日から3か月以内です。

申請期限を過ぎた場合、助成対象外となりますので、十分ご注意ください。

## 5. 申請方法等

申請書(第1号様式)に必要事項を記載のうえ、修了証明書の写しと支払った額を証明する領収書(原本)を添えて、高齢社会対策課計画係まで提出してください。(郵送可。)

また、振込先口座が確認できるもの(通帳やキャッシュカード等)をご提示ください。

※申請書を申請者本人の自筆以外で記入する場合(データで入力して印刷する等)、右上部の署名欄横に、朱肉を使う印鑑で申請者印を押してください。

※交付処理後の提出書類の返却は一切いたしませんのでご了承ください。

※助成金交付の翌年度の7月頃、区より「資格取得後の就労状況」に関するアンケートを送付しますので、ご回答ください。

## 6. 申請先・問合せ先

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1

高齢社会対策課 計画係(区役所西庁舎3階) 電話：5984-4584(直通)

※障害福祉サービス事業所にお勤めの方は、

障害者サービス調整担当課 事業者支援係(区役所西庁舎1階) 電話：5984-2825(直通)